

川崎町地域の魅力発信事業業務委託プロポーザル実施要領兼業務仕様書

本業務は、川崎町の有する地域資源、地域産業、町民の暮らし、行政施策及び今後開業予定の道の駅等の拠点を体系的に整理し、川崎町らしさをわかりやすく言語化するとともに、効果的かつ継続的な情報発信を通じて、町内外における認知度の向上、理解促進、来訪意欲の醸成及び関係人口の創出を図ることを目的とする。

また、本業務は、単にコンテンツを制作・発信することを目的とするものではなく、川崎町の魅力や施策の価値をどのように捉え、誰に向けて、何のために、どのような指標で情報発信を行うかを整理し、今後の川崎町における継続的な情報発信の基盤を構築するものである。

そのため、本業務委託に最も適した事業者（以下「最優秀者」という。）を選定するため、公募型プロポーザルの実施に関し、必要な事項を定めるものである。

1.目的

本業務は、川崎町総合計画に掲げる各種施策の推進を図るため、地域の魅力や取組を効果的に発信し、町内外における認知度の向上及び理解促進を図ることを目的とする。

町内外に対して川崎町の魅力を一貫した形で伝えるため、地域資源、地域産業、町民の暮らし、子育て・教育・健康づくり等の施策、道の駅等の拠点を一体的に捉え、川崎町らしさを整理・言語化し、わかりやすく伝える発信コンセプトを構築した上で、効果的な情報発信を行う。

また、今後開業予定の道の駅等と連動し、来訪意欲の醸成や関係人口の創出を図るとともに、SNS、Web、動画、広告等を活用した継続的な発信により、将来的な来訪行動や町への愛着形成につながる認知基盤の形成を目指す。

さらに、業務終了後においても町職員が主体的に情報発信を継続できるよう、運用手法の整理、実践を通じたノウハウの蓄積、発信テーマの設計及び改善サイクルの構築を図り、持続的な取組へとつなげるものとする。

2.業務概要

(1) 業務名

川崎町地域の魅力発信事業業務委託

(2) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(3)業務の履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月19日まで（予定）

3.提案上限額

11,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、この合計額を超えた提案は無効とする。

4.業務内容・仕様

(1)業務内容

本業務は、川崎町総合計画に基づく施策の認知向上及び理解促進を図るとともに、業務終了後においても町職員が主体的に情報発信を継続できる体制の構築を見据え、以下の業務を実施するものとする。

なお、本業務は、コンテンツ制作のみを目的とするものではなく、川崎町の魅力や施策の価値を整理し、発信コンセプト、ターゲット、KPI、発信計画、コンテンツ企画、効果測定、継続運用の仕組みを一体的に設計するものとする。

(ア) 施策・地域資源の整理及びコンセプト設計

- ・総合計画に位置付けられた施策及び地域資源の整理
- ・各施策の目的や価値の可視化・言語化
- ・町職員、地域事業者、住民、関係団体等へのヒアリング又は現地取材を通じた川崎町らしさの発掘
- ・既存の観光資源や行政施策に限らず、町民の暮らし、地域産業、日常風景、地域で活動する人物等を含めた発信素材の整理
- ・地域の魅力と施策を結び付けた発信コンセプトの構築
- ・道の駅等の拠点を踏まえた中長期的なストーリー設計
- ・年間を通じて継続的に展開可能な情報発信テーマの設計

(イ) ターゲット設定及び分析

- ・施策内容やコンテンツに応じたターゲット設定
- ・町内向け及び町外向けの発信目的の整理
- ・来訪者属性や関心層の分析
- ・SNS等における閲覧傾向の把握及び分析
- ・ターゲットごとの訴求内容、活用媒体、KPI及び効果測定方法の整理

(ウ) コンテンツ企画・制作

- ・総合計画に関連する施策や取組を題材としたコンテンツ企画
- ・SNS等での継続発信を前提とした短尺動画、写真、記事、投稿文等の制作

- ・地域で暮らす人、地域産業、農産物、子育て環境、道の駅に関連する取組等を題材とし、川崎町の魅力や施策の背景が生活者目線で伝わるコンテンツの企画・制作
- ・単発のPR動画に限らず、継続的なシリーズ展開が可能なコンテンツ構成の提案
- ・町内外のターゲットに対して、視聴後に町への関心、来訪意欲、応援意識、定住・Uターン意向等の態度変容につながる内容の企画

(エ) 情報発信及び運用

- ・SNS等を活用した継続的な情報発信
- ・発信計画の策定及び運用
- ・ターゲットに応じたSNS広告、動画広告等の活用提案及び運用支援
- ・投稿、広告配信、閲覧データ等を踏まえた効果測定及び改善提案
- ・リーチ数、動画再生数、エンゲージメント、プロフィールアクセス、Webサイト遷移、来訪意欲や認知向上に資する指標等を踏まえたKPI設計
- ・情報発信に活用するプラットフォームの整備又は活用に関する提案及び構築支援
- ・町が継続的に運用可能な発信基盤の設計

(オ) 継続的な情報発信に向けた環境整備

- ・町職員が主体的に情報発信を行うことを前提とした運用方法の整理
- ・コンテンツの企画、制作、発信、効果確認、改善に係る基本的な考え方や手順の体系化
- ・発信テーマの設定方法や企画立案の考え方の整理
- ・業務実施過程における町職員との協働及び実践を通じたノウハウの蓄積及び共有
- ・業務終了後も町が継続的に情報発信を行うための運用体制、役割分担、改善方針の整理

(カ) 業務管理

- ・業務全体の進行管理
- ・発注者との協議及び報告
- ・コンセプトに基づく一体的な品質管理
- ・成果物の整理及び納品

なお、コンテンツの企画にあたっては、Web記事、SNS投稿、動画、写真、広告、その他媒体等を含め、本業務の目的及びコンセプトに適した手法を幅広く検討し、効果的な媒体構成を提案すること。

(2) 発信するコンテンツの方向性

総合計画の目標の達成に繋がるコンテンツの提案を行うこと。本町として、下記の

内容を主軸としたコンテンツを想定している。

- ・地域資源の再発見・再認識に繋がる情報発信
- ・今後開業予定の道の駅と連動した、来訪意欲の醸成及び関係人口の創出
- ・農業などの地域産業を軸にした持続可能な地域づくり
- ・住みやすい、子育てしやすい町としての認知の定着
- ・施政方針等の重点施策の見える化
- ・町内で暮らす人、働く人、活動する人の姿を通じた町民の誇りや愛着の醸成
- ・町外の人が川崎町に関心を持ち、来訪、応援、移住、Uターン、ふるさと納税等の行動につながる認知形成
- ・道の駅、パン博、農産物、地域産業、子育て施策、健康づくり等を単独の情報としてではなく、川崎町の暮らしや将来像を伝える一連のストーリーとして発信すること

ただし、上記は現時点で町が想定する方向性であり、受託者は業務目的及びコンセプト設計に基づき、より効果的な発信テーマ、媒体構成、企画内容を提案すること。

(3) 納品物

受託者は、以下の成果物を納品するものとする。なお、各成果物の形式、提出時期及び詳細内容については、発注者と協議の上決定する。

(ア) 川崎町魅力発信コンセプト設計書

川崎町の地域資源、施策、道の駅、地域産業、町民の暮らし等を踏まえ、今後の情報発信の基本方針、発信コンセプト、訴求軸、ターゲット、主要メッセージを整理したもの。

(イ) ターゲット・KPI設計書

町内外のターゲットごとの目的、訴求内容、活用媒体、KPI、効果測定方法を整理したもの。

(ウ) 発信計画書

業務期間中の投稿テーマ、媒体構成、配信時期、コンテンツ形式、広告活用方針等を整理したもの。

(エ) コンテンツ制作物一式

動画、写真、記事、SNS投稿文、その他本業務で制作したデータ一式。

(オ) 効果測定レポート

投稿、広告配信等の実績、KPIの達成状況、分析結果、改善提案、次年度以降の展開方針を整理したもの。

(カ) 継続運用マニュアル

町職員が業務終了後も主体的に情報発信を継続できるよう、企画立案、撮影、投稿、効果確認、改善の手順及び考え方を整理したもの。

(キ) その他、発注者と受託者の協議により必要と認められる成果物

(4) その他業務遂行上の留意点

- ・本業務に係る印刷物及びデータ等の著作権・所有権・知的財産権等は、原則として川崎町に帰属するものとする。また、当該データ等は川崎町において、本業務以外に二次利用することがある。
- ・ただし、受託者が従前から権利を有する著作物、汎用的なノウハウ、第三者が権利を有する素材等については、発注者と受託者で協議の上、取扱いを定めるものとする。
- ・本業務で制作するコンテンツに人物、事業者、施設、商品等が含まれる場合は、必要に応じて撮影許諾、掲載許諾、権利確認等を行うこと。
- ・本仕様に掲載されていない項目については、受託者と川崎町で協議の上対応を決定することとする。
- ・受託者は、業務の実施にあたり、川崎町の施策、地域資源、町民の暮らし、地域産業等を十分に理解し、単なるPRではなく、川崎町の将来的な情報発信基盤の構築に資する提案及び実施を行うこと。

5.参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる事項の全ての要件を満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 公告の日からプロポーザルの審査の日までに、当町の指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 川崎町暴力団排除条例（平成22年条例第1号）に規定する暴力団及び暴力団員等でないこと又は暴力団員等と関係を有している者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

- (6) 本プロポーザル実施要項「4. 業務内容・仕様」に記載された各項目を実施できる能力を有していること。
- (7) 福岡県内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (8) 以下のうち、いずれかの登録証を取得しているまたは規定を定めていること
 - ① J I S Q 1 5 0 0 1 (プライバシーマーク)
 - ② I S O 2 7 0 0 1 (情報セキュリティ)
 - ③ 個人情報保護方針等の社内規定など

6.本業務委託に関する公募及び実施スケジュール

実施内容	期日等
公募開始	令和8年6月8日(月)
参加表明書等に関する 質問書の受付期間	令和8年6月8日(月)から 令和8年6月15日(月)
参加表明書等に関する 質問書に対する回答期限	令和8年6月17日(水)17時
参加表明書の提出期間	令和8年6月8日(月)から 令和8年6月19日(金)16時
第1次審査(書類審査)結果通知	令和8年6月29日(月)
企画提案書等に関する質問書の 受付期間	令和8年6月29日(月)から 令和8年7月8日(水)16時
企画提案書等に関する質問書に 対する回答期限	令和8年7月10日(金)17時
企画提案書等の提出期間	令和8年6月29日(月)から 令和8年7月15日(水)16時
第2次審査 (プレゼンテーション審査)	令和8年7月22日(水)
最終審査結果通知	令和8年7月24日(金)

※最終審査結果の通知後、事前協議を行った後、契約を締結する。

※日程については、変更する場合がある。

7.参加表明書等の提出

(1) 提出書類

参加表明書等の提出にあたって、下記の提出書類をすべて揃えたうえで提出を行うこと。

番号	提出書類	備考
①	参加表明書兼誓約書(様式第1号)	
②	事業者概要書(様式第2号)	事業者概要が分かるパンフレット等、1部を提出すること。
③	役員等調書及び照会承諾書(様式第3号)	
④	業務実績調書(様式第4号)	令和3年度～令和7年度までの間で本業務と類似の業務実績を記載すること。最大5件まで。類似業務とは地方公共団体が発注する、本要領「4.

		(1) . (ア) ~ (オ) 」に該当する業務であり「(ウ) コンテンツ企画・制作」が業務内容に含まれるものに限る。
⑤	業務実施体制図 (様式第5号)	
⑥	業務責任者の経歴書 (様式第6-1号) 担当者 (配置予定者) の経歴書 (様式第6-2号)	
⑦	履歴事項全部証明書 (登記簿謄本)	写し可
⑧	国税及び地方税納税証明書	未納がないことが確認できるもの。 写し可
⑨	いずれかの登録証または規定の写し ① J I S Q 1 5 0 0 1 (プライバシーマーク) ② I S O 2 7 0 0 1 (情報セキュリティ) ③個人情報保護方針等の社内規定など	

※ 公募に関する資料、様式等は町ホームページからダウンロードすること。

(2)提出方法

開庁日の8時30分から16時00分までに持参すること。

不備があった場合受付できないため、余裕をもって提出すること。

(3)提出期限

6.本業務委託に関する公募及び実施スケジュールのとおり

(4) 提出場所

〒827-8501福岡県田川郡川崎町大字田原789番地の2

川崎町役場本庁舎3階 企画情報課企画調整係担当者名：大塚、村坂

電話：0947-72-3000

メールアドレス：kikaku@town.fukuoka-kawasaki.lg.jp

(5)提出部数 (提出書類は長辺綴じにすること。)

正本1部

※⑦、⑧は、発行後3箇月以内のものに限る。

8. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

番号	提出書類	備考
①	企画提案書提出届(様式第8号)	
②	企画提案書	本実施要領「8. (2) 企画提案書」のとおり作成すること。
③	企画提案見積書(様式第9号)及び見積明細書(任意様式)	本実施要領「11.見積書の作成及び提出」を参照すること。 本業務に係る全体費用を記載すること。

※ 公募に関する資料、様式等は町ホームページからダウンロードすること。

(2) 企画提案書

- (ア) 企画提案書の内容は本実施要領「4.(1)業務内容及び(2)発信するコンテンツの方向性」を踏まえた内容とすること。
- (イ) 様式はA4判横、両面印刷、上とじとする。
- (ウ) 企画提案書は10ページを上限とし、表紙、裏表紙、目次をつけ、表紙、裏表紙、目次以外の各ページには一連のページ番号を記載すること。なお、表紙、裏表紙、目次はページ数に含まないものとする。
- (エ) 正本には、企業名を記入すること。ただし、副本は、会社名、会社ロゴマーク、又は会社を類推できるロゴマーク等の記載は一切記入しないこと。なお、副本に会社名、会社ロゴマーク又は会社を類推できるようなロゴマーク等の記載が明らかになった場合は、その企画提案書は無効とする。

なお、企画提案書に記載する内容は、予算の範囲内にて可能な提案のみとする。

また、実施する業務内容については、企画提案書に記載の内容を基準として発注者と受託者の協議を経て行うものとする。

(2) 提出方法

開庁日の8時30分から16時00分までに持参すること。

不備があった場合受付できないため、余裕をもって提出すること。

(3) 提出期限

本実施要領「6.本業務委託に関する公募及び実施スケジュール」のとおり

(4) 提出場所

〒827-8501福岡県田川郡川崎町大字田原789番地の2

川崎町役場本庁舎3階 企画情報課企画調整係担当者名：大塚、村坂

電話：0947-72-3000

メールアドレス：kikaku@town.fukuoka-kawasaki.lg.jp

(5)提出部数（提出書類は長辺綴じにすること。）

正本1部、②のみ副本12部

※副本に事業者の名称や事業者が特定される情報（ロゴマーク等）は記載しないこと。

9.質問方法

本業務委託に関する質問は、「参加表明書等に関する質問書」(様式第7号)又は企画提案書等に関する質問書(様式第10号)に記入し、下記要領にて提出すること。電子メール送信後に、川崎町役場企画情報課へ速やかに受信確認の電話連絡を行うこと。なお、口頭による質問及び期限を過ぎた質問等、下記の要領以外での質問は一切受け付けない。

(1)質問書提出期限

本実施要領「6.本業務委託に関する公募及び実施スケジュール」のとおり

(2)提出方法

電子メール(kikaku@town.fukuoka-kawasaki.lg.jp)で川崎町役場企画情報課企画調整係に送付

10.質問への回答方法

質疑に対する回答は、全員に対して本実施要領「6.本業務委託に関する公募及び実施スケジュール」のとおり電子メールにて回答する。

11.見積書の作成及び提出

参加希望者は以下の要領で見積書等を提出すること。

(1)企画提案見積書(様式第9号)

本業務に係るすべての費用の合計を記載すること。ただし、費用の合計金額は11,000,000円以内とする(消費税および地方消費税を含む)。提案金額が上回った場合は失格とする。

(2)企画提案見積明細書(任意様式)

本業務に係るすべての費用の各種内訳を詳細に記載すること。

12.プロポーザル参加の辞退

辞退する場合は、辞退届(様式第11号)を電子メールで川崎町役場企画情報課企画調整係(kikaku@town.fukuoka-kawasaki.lg.jp)あてに送付することとする。

13.審査方法

審査は、川崎町職員で構成する「川崎町地域の魅力発信事業業務委託プロポーザル選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置し、選定委員会の審査による総合的な評価を実施し、最優秀者及び優秀者を各1者選定する。

選定委員会の審査は非公開とし、選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(1)第1次審査（参加資格審査）

①第1次審査は提出された書類を基に参加資格の審査を実施する。参加表明者が多数となった場合は、選定委員会において総合的に判断し、第2次審査参加者を3者程度に選定、令和8年6月29日(月)に「企画提案書提出者選定通知書」又は「非選定通知書」のいずれかを参加表明者あてに書面及びメールにて送付する。

②第1次審査の内容に対する問合せについての回答は行わない。

(2)第2次審査（第1次審査通過者のプレゼンテーションによる審査）

第2次審査は、令和8年7月22日(水)に実地（川崎町役場）で実施予定（詳細な開始時間や会場は令和8年7月16日(木)17：00までに提案者に電子メールで通知する。）とする。

プレゼンテーションによる審査を実施し、総合的に判断して最優秀者及び優秀者を各1者選定する。なお、企画提案書を提出した参加者が1者のみの場合であっても審査は実施する。

①プレゼンテーションは、本実施要領「14.審査項目及び配点」中の区分1～7について順に行うものとする。

②プレゼンテーションの時間は30分以内とする。

③終了後、15分間の質疑応答時間を設ける。

④原則、第2次審査の順番は、企画提案書の受付順とする。

⑤参加人数は、3名以内とし、様式第5号にて提出した業務を統括する責任者が説明を行うこと。

⑥プレゼンテーションでパソコン等の機材を使用する場合は、提案者が準備すること。なお、スクリーン及びプロジェクターなどの「投影環境」は川崎町が準備し、投影接続コネクタはHDMI端子を予定している。

⑦インターネット環境が必要な場合は提案者で用意すること。

⑧提案者は、審査中に事業者名等、自社が特定できるような情報を公表しないこと。

⑨プレゼンテーションの際、追加資料の提出及び企画提案書に記載のない事項の説明は一切認めないものとする。

⑩プレゼンテーションの際、企画提案書に記載された内容であれば、コンテンツの再生等は可能とする。

⑪プレゼンテーション及び質疑応答は、非公開とする。

⑫審査の結果、最高得点提案者の第2次審査の得点が6割に満たない場合は、選定対象としない。

14. 審査項目及び配点

2次審査による審査項目及び配点は以下のとおりとする。

区分	評価事項	配点
1	業務理解度	10
2	実施体制・スケジュール	5
3	コンセプト設計力	20
4	ターゲット設定・分析	10
5	コンテンツ企画・制作力	20

		<p>いるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独自性及び具体性があるか。 	
6	情報発信・運用力	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な発信が可能な設計か。 ・媒体特性を踏まえた運用となっているか。 ・SNS 広告、動画広告等を活用し、ターゲットに対して意図的に情報を届ける設計となっているか。 ・投稿及び広告配信の結果を踏まえた効果測定、分析、改善手法が具体的か。 ・業務期間中の運用結果を次年度以降の情報発信に活用できる設計となっているか。 	15
7	継続的運用への展開性	<ul style="list-style-type: none"> ・業務終了後に町が主体的に運用できる仕組みか。 ・町職員が実務で活用できる運用手順、企画立案方法、撮影・投稿・効果確認の流れが整理されているか。 ・業務期間中に町職員との協働やレクチャーを通じたノウハウ移転が見込まれるか。 ・次年度以降の発信テーマ、運用体制、改善方針まで提案されているか。 ・継続的な情報発信に向けた実務的なマニュアルや仕組みの整備が見込まれるか。 	15
8	見積金額	見積額について評価する。	5
合計			100

15.失格事項

次のいずれかに該当する場合には該当参加者を失格とし、そのプロポーザル提案は無効とする。

- (1)本実施要領4記載の提案上限額を超えている場合
- (2)本実施要領5記載の参加資格及び要件を満たさなくなった場合
- (3)定められた提出方法、提出期限などの条件に適合しないもの
- (4)記載された事項が提出条件に適合しないもの
- (5)提出書類、プレゼンテーション等に虚偽の記載や説明があった場合
- (6)第2次審査を正当な理由なく欠席した場合

16.契約の手続き

審査結果において、最優秀者に選定された者と協議を行い、予算の範囲内で随意契約を行うものとする。ただし、最優秀者との調整・協議が不調に終わった場合は、優秀者と協議できるものとする。

17.その他留意事項

- (1)提出された参加表明書及び企画提案書等は、一切返却しないものとする。
- (2)参加表明書及び企画提案書等の提出後は、記載された内容の変更は認めない。
- (3)提出された参加表明書及び企画提案書等は、審査を行う作業に必要な範囲内において複写することがある。
- (4)提出された資料等については、本プロポーザル以外の目的で使用しない。
- (5)提出された企画提案書については、原則非公開とし、参加者の同意がある場合は公開することもある。
- (6)選定委員会の会議は非公開とする。
- (7)プロポーザルの参加、資料の作成、提出に要する費用は参加者の負担とする。

18.問い合わせ先

〒827-8501福岡県田川郡川崎町大字田原789番地の2
川崎町役場本庁舎3階 企画情報課企画調整係担当者名：村坂
電話：0947-72-3000
メールアドレス：kikaku@town.fukuoka-kawasaki.lg.jp

〈参考〉公式SNSアカウント

YouTube：

■福岡県川崎町

@福岡県川崎町

https://youtube.com/channel/UCeXScSsbXr-g_AeR94o_LvQ?si=5AQ18s8bHfsddG5o

Instagram：

■【福岡県川崎町】公式アカウント

@reborn_kawasaki

https://www.instagram.com/reborn_kawasaki?utm_source=qr

■Instagram（道の駅準備室）：福岡県川崎町「パンの道の駅」準備室

@kawasaki_michinoeki

https://www.instagram.com/kawasaki_michinoeki

Instagram (パン博) :

■【公式】かわさきパン博

@kawasaki_panpaku

https://www.instagram.com/kawasaki_panpaku

LINE :

■川崎町

@653trjpl

<https://line.me/R/ti/p/@653trjpl>